

平成28年度 国土地理院コンプライアンス推進計画

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部

平成25年3月28日付け（4月1日施行）で設置した国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」により、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を継続して実施する。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下、「委員会」という。）において、コンプライアンス推進の取組及び推進計画の策定等について、意見、提言を伺いながら、引き続き取組等に反映していく。

なお、不適切な事案が発生した場合においては、委員会に調査結果等を報告し、委員の意見を伺い、再発防止対策等に反映していく。

(3) 地方測量部・支所におけるコンプライアンス推進体制

コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び支所長）は、地方測量部及び支所（以下、「地方測量部等」という。）におけるコンプライアンスの取組を効率的・効果的かつ自律的に推進するため、本院及び地方測量部等の中で情報共有を行い、取組の連携を図る。

2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

(1) 研修におけるコンプライアンス講義の実施

- ① 平成28年度国土地理院研修計画で実施が予定されている、「業務研修」、「係長研修」、「補佐研修」及び「課長級研修」にコンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れて実施する。
- ② 講義内容は、「発注者綱紀保持規程」（以下、「規程」という。）及び「同マニュアル」、「国家公務員倫理規程」等の関係法令に基づき、具体的な事例を挙げて実施することとし、特に、規程に抵触すると思料される事実を確認した場合（規程第6条）及び事業者から不当な働きかけと思料する行為を受けた場合（規程第12条）に対する通報制度について、重点的に講義を行う。
- ③ 身近なテーマに基づき研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を取り入れる。
- ④ コンプライアンスの指導者を育成していくため、新任の課長等を対象とする研修においては、外部講師による講義を設け、広くコンプライアンス意識の啓発を図るため、研修生以外の管理職員（部付の官を含む）及び課長補佐でも受講可能なオープン講義とする。
- ⑤ コンプライアンスに関するカリキュラムのある国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参

加する。

(2) コンプライアンス講習会等の実施

職員は、以下の講習会等に、原則として年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等及び本院担当職員によるコンプライアンスに関する講習会等を年3回以上実施する。なお、講習会の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信する。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からのWeb会議システムにより配信される講習会を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 研修及び講習会等を受講していない者を主な対象者として、本院担当職員が、コンプライアンスに関する講義を実施する。

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施

- ① 職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことにより、関係法令等の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の高揚を目的に、原則として所属単位を基本とするコンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施し、意識の醸成を図る。職員は、原則として年1回以上参加する。
- ② 「コンプライアンス・ミーティング」を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、風通しの良い職場を作る。

(4) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンスに関する不祥事事例等の情報を、適宜、定例会議等において提供を行い、職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

3. 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう綱紀の保持を図り、もって国民の信頼を確保することを目的とした「発注者綱紀保持規程」について、周知徹底を行う。

また、発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを年2回以上行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

なお、職員は、原則として年1回以上セルフチェックを実施するものとし、その実施状況を確認することとする。

(2) 通報制度の周知徹底

- ① 職員が規程に抵触すると思料される事実を確認した場合あるいは事業者等から不当な働きかけと思料する行為を受けた場合に、迅速かつ的確な対応を行うため、通報制度について周知徹底を行う。
- ② コンプライアンスに関する外部通報窓口について、設置の趣旨が生かされるよう周知徹底を行う。

(3) 国家公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

また、サービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを定期的に行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

(4) 事業者に対する周知徹底

- ① 国土地理院ホームページに有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組に関する協力依頼を掲載する。
- ② 執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室制限について協力依頼の掲示、配布用チラシを常備し、周知徹底を図る。

(5) 事業者との応接方法の徹底

事業者との応接にあたっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、対応ルールの徹底を行う。また、オープンな接客室の設置など、職場環境の改善を図る。

4. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続きの見直し

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 前年度に引き続き、予定価格の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 引き続き、本省に対し現行の電子入札システムでの技術提案書と入札書の同時提出が可能となるようシステムの改良を要望していく。また、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務においては、平成27年度に実施した検証結果も含め、引き続き、情報漏洩の防止策の検討を行う。

(2) 情報管理の徹底

「発注情報管理マニュアル」をより一層周知徹底し、ダブルチェックを行うなど機密情報に関する管理の徹底を図る。

5. 監査の強化・充実

- (1) 平成28年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組に関する監査を重点事項として位置付け、平成28年度コンプライアンス推進計画の取組状況について監査を実施する。

- (2) 平成28年度監査予定の地方測量部等において、平成27・28年度のコンプライアンスの取組に関し、部長等管理職員に対しヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況について監査を実施する。